

洲本市犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、洲本市犯罪被害者等支援条例（令和2年洲本市条例第6号。以下「条例」という。）第8条の趣旨に鑑み、犯罪被害者等が受けた犯罪行為による経済的な負担の軽減を図るための支援金（以下「支援金」という。）の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害　犯罪行為による死亡又は重傷病をいい、犯罪行為の時又はその後における心身の被害であって、その後の死亡又は重傷病の原因となり得るものと含む。
- (3) 犯罪被害者　犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害を受けた当時に市民であったものをいう。
- (4) 犯罪被害者等　犯罪被害者又は犯罪被害により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族をいう。
- (5) 重傷病　負傷又は疾病に係る身体の被害であって、当該負傷又は疾病的療養に1か月以上の期間を要するものをいう。
- (6) 市民　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者をいう。

(支援金の種類及び額)

第3条 支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族支援金　30万円
- (2) 重傷病支援金　10万円

2 重傷病支援金の支給を受けた者が、当該重傷病支援金の支給に係る犯罪行為に起

因して死亡した場合における遺族支援金の支給額については、前項第1号の規定にかかわらず、20万円とする。

3 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者が犯罪被害を受けてから1年を経過して死亡した場合は、遺族支援金は、支給しない。

(支援金の支給対象者)

第4条 支援金の支給を受けることができる犯罪被害者等は、次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち、次項から第4項までの規定により第1順位の遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者

2 前項第1号の遺族は、死亡した犯罪被害者の死亡の当時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。次条第1号才において同じ。）

(2) 死亡した犯罪被害者と生計を一にしていた当該死亡した犯罪被害者の子（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった当該犯罪被害者の子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者と生計を一にしていたときにあっては同項第2号の子と、その他のときにあっては同項第3号の子とみなす。

4 遺族支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、第2項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあってはそれぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母にあっては養父母を先にし、実父母を後にする。

5 前項の場合において、同順位の者が2人以上あるときは、その1人に対して行った支給は、全員に対してなされたものとみなす。

6 犯罪被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。遺族支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(支援金の支給の申請)

第5条 支援金の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、洲本市犯罪被害者等支援金支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる支援金の種類に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 遺族支援金 次に掲げる書類

- ア 死亡した犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- イ 死亡した犯罪被害者が、犯罪行為が行われた当時において、市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票
- ウ 申請者と死亡した犯罪被害者との続柄を証明する戸籍謄本又は抄本その他の証明書
- エ 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- オ 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- カ 申請者が犯罪被害者と生計を一にしていた犯罪被害者等であるときは、犯罪被害者の死亡の当時、当該犯罪被害者と生計を一にしていた事実を認めることができる書類
- キ その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病支援金 次に掲げる書類

- ア 犯罪被害者の負傷又は疾病の状態及び療養に要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の証明書であって、当該負傷又は疾病が重傷病であることを証明することができるもの
- イ 犯罪行為が行われた当時において申請者が市民であったことが確認できる住民票の写し又は戸籍の附票
- ウ その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、一の犯罪被害につき、それぞれ1回に限り行うことができる。
- 3 第1項の申請は、当該犯罪行為による死亡又は重傷病の発生を知った日から1年を経過したとき又は当該犯罪被害の発生した日から2年を経過したときは、することができない。ただし、当該期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理

由があると市長が認めるときは、この限りではない。

(支援金の支給制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の支給をしないことができる。

- (1) 犯罪被害者と加害者との間に親族関係（次に掲げる場合を含む。）があるとき。
 - ア 夫婦にあっては、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合
 - イ 親子にあっては、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発し、又は容認したときその他当該犯罪被害につき犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又はその遺族と加害者との関係その他の事情により、支援金を支給することが社会通念上適切でないと市長が認めるとき。
- (5) 他の地方公共団体から同様の支援金の支給を受けたとき。

(支援金の支給の決定)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による申請があったときは、提出された書類の審査を行い、支援金の支給の可否を決定し、洲本市犯罪被害者等支援金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(支給金の請求等)

第8条 前条の規定により支給の決定を受けた申請者（以下「支給決定者」という。）は、洲本市犯罪被害者等支援金支給請求書（様式第3号）を市長に提出することにより、支援金の請求を行うものとする。

2 市長は、前項の請求により支援金の交付を行うものとする。

(支援金の支給決定の取消し等)

第9条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。
- (2) 支給対象者に該当しないことが判明したとき。

(3) 第6条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、洲本市犯罪被害者等支援支給決定取消通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。
(支援金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により支給の決定の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分について、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて洲本市犯罪被害者等支援金返還命令書（様式第5号）によりその返還を命ずるものとする。

(補則)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行し、この告示の施行後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病について適用する。

様式（略）